

諫早市子ども体験活動支援事業費補助金交付要領

1 趣旨

諫早市子ども体験活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、諫早市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）及び諫早市子ども体験活動支援事業費補助金交付規程（平成23年告示第95号。以下「交付規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象活動

交付規程第2条に規定する補助対象事業となる子どもの生きる力の育成に資する活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

(1) 自然体験活動 市内の身近な自然の中で子どもたちが直接体験する活動

(2) 集団生活体験活動 市内の施設を活用して子どもたちが宿泊を伴う集団生活を体験する活動であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 2泊以上の通学合宿

イ 国立諫早青少年自然の家（以下「自然の家」という。）を利用した宿泊体験活動

ウ その他市長が認める宿泊体験活動

(3) 勤労生産体験活動 市内の施設、資源等を活用して子どもたちが一定期間連続又は継続して行う勤労・生産等を体験する活動

3 補助対象者

交付規程第3条に規定する補助対象者は、次の(1)から(3)までの要件を満たす団体とする。

(1) 補助対象活動に参加する市内在住の小・中学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の数が5人以上であること。

(2) 児童生徒を対象に補助対象活動を行うことを目的として組

織された団体であること。

(3) 宗教、営利事業等特定の目的のために組織された団体でないこと。

4 補助対象活動の機会の提供を受ける子ども
原則として児童生徒とする。

5 補助対象活動とならない活動

補助対象活動とならない活動は、次の(1)から(8)までに掲げるとおりとする。

(1) 営利を目的とした活動

(2) 補助対象者の構成員が属さない団体への助成活動

(3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動

(4) 地域イベント及びスポーツ大会

(5) 遊技場等を利用した活動

(6) 諫早市外での活動

(7) 子どもの体験活動が伴わない活動

(8) 学校教育活動（地域住民と協働で行う活動は除く。）

6 補助対象活動の実施日

補助対象活動の実施日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は長期休業日（夏季、冬季及び学年末の休業日をいう。）とする。ただし、通学合宿等の市長が必要と認める活動についてはこの限りでない。

7 補助対象経費

補助対象経費は、次の(1)から(10)までに掲げるとおりとする。

(1) 謝金 講師及び活動の支援をする者に対する謝礼とし、謝金単価は、別表1の金額を上限とする。なお、活動に応じて真に必要な人員分を計上すること。

(2) 旅費 講師及び活動の支援をする者の移動に要する経費を対象とし、別表1のとおりとする。

(3) 消耗品費 補助対象活動の実施に必要な消耗品の購入に要する経費を対象とする。なお、個人に給する経費は対象外と

する。

- (4) 印刷製本費 チラシ、ポスター、資料、冊子その他の補助対象活動の周知又は実施に必要な印刷又は製本に要する経費を対象とする。
- (5) 役務費 通信運搬費、保険料、その他手数料等、補助対象活動の実施に必要な役務の提供に要する経費を対象とする。
- (6) 使用料及び賃借料 会場使用料、施設入館料、機材借上料、車両借上料その他補助対象活動の実施に必要な使用又は賃借に要する経費を対象とする。
- (7) 燃料費 補助対象活動の実施に必要な燃料の購入に要する経費を対象とする。なお、自家用車を利用する際の燃料に係る費用は対象外とする。
- (8) 食糧費 児童生徒に係る自然の家の食事代（レストラン食、弁当及び野外炊飯に限る。）とし、別表 1 の金額を上限とする。
- (9) 賄材料費 児童生徒に対する食事提供のための材料購入の費用とし、別表 1 の金額を上限とする。
- (10) その他市長が認める経費

8 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額又は別表 2 の補助上限額のいずれか低い額とする。

9 交付申請

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書を、当該事業実施の 30 日前までに市長に提出しなければならない。

10 補助金の交付決定

市長は、補助対象者から提出された補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとし、その決定内容を当該補助対象者に通知するものとする。

11 実績報告

補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了した日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出明細書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

1 2 補助金の額の確定

市長は、交付決定者から提出された実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。なお、市長は、当該交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

1 3 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日以後に実施した事業に係る補助金から適用する。

別表 1

項目	補助対象	上限額
謝金	講師	5,000 円 / 日
	活動支援サポーター	2,000 円 / 日
	輸送支援者	2,000 円 / 日
旅費	講師、活動支援サポーター及び輸送支援者が地域外から公共交通機関を利用する場合	実費相当額
食糧費	自然の家で補助対象活動を行う際の食事代（レストラン食、弁当及び野外炊飯に限る。）	全額
賄材料費	自然体験活動で野外調理を行う際の食材費	400 円 / 1 食
	集団生活体験活動の朝・昼・夕食の食材費	400 円 / 1 食
	勤労生産体験活動で調理を行う際の食材費	100 円 / 1 人

備考

- 1 活動支援サポーターとは、補助対象者からの依頼により活動の支援を行う有識者、学生等をいう。
- 2 輸送支援者とは、補助対象者からの依頼により活動場所まで車両を使用して児童生徒等の送迎等を行う者をいう。

別表 2

1 自然体験活動

活動内容	補助上限額
1 団体	10,000 円 + (児童生徒の数 × 1,000 円)

2 集団生活体験活動

通学合宿

宿泊数	補助上限額
2泊	20,000円 + (児童生徒の数 × 1,500円)
3泊	20,000円 + (児童生徒の数 × 2,000円)
4泊	20,000円 + (児童生徒の数 × 2,500円)
5泊	20,000円 + (児童生徒の数 × 3,000円)
6泊以上	20,000円 + (児童生徒の数 × 3,500円)

自然の家を利用した宿泊体験活動

宿泊数	補助上限額
1泊	20,000円 + (児童生徒の数 × 1,500円)
2泊以上	20,000円 + (児童生徒の数 × 2,000円)

上記以外の宿泊体験活動

宿泊数	補助上限額
1泊以上	10,000円 + (児童生徒の数 × 1,500円)

3 勤労生産体験活動

活動内容	補助上限額
勤労・生産体験活動	50,000円